裁判員経験者意見交換会議事録

司会者: 第1刑事部の裁判長の森島と申します。今日は、お忙しい中お集まりいただき、本当にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず出席されてる検察官、弁護士、裁判官の自己紹介から入りた いと思います。

辻検察官: 検察官の辻と申します。

検察官になってから16年目でして、今年の4月に大阪地方検察庁に配属になり、公判部、つまり裁判担当の部署で働いておりまして、今回の事件中では、4番の方の事件を担当させていただきました。よろしくお願いいたします。

異弁護士: 弁護士の巽です。

大阪弁護士会に所属しております。弁護士歴30年,今,31年目に差しかかりました。ずっと大阪でしております。裁判員裁判の経験数は、既に終わっている事件が10件で、多くも少なくもないだろうと思っております。今回、私のかかっている事件はありませんので、皆さんよろしくお願いします。

宮崎裁判官: 第1刑事部の裁判官の宮崎と申します。

裁判官になって10年目になります。本日は、よろしくお願いします。

司会者: それでは、私から担当された事件がこういうものでしたということを 紹介した上で、順番に全体的な印象を言っていただければと思います。今日は 思ったことを率直に言っていただければというふうに思います。今後の制度の 改善につなげたいと思います。

それでは、まず1番の方が担当された裁判を紹介しますと、殺人事件で、被害者の殺人の依頼、承諾があったかどうかという事件を担当されました。平成31年2月の担当で、実質10日間裁判所の審理、評議に立ち会っていただいたということになります。

それでは、1番の方から全体的な印象を。裁判員を経験されて、こういうこ

とが印象的でしたということがあったら、教えてください。お願いいたします。

裁判員経験者1: 私が参加させていただいた裁判員裁判は、公判と審理で10日間あったんですけれども、長いと言われれば長いですし、どれぐらいが標準なのかも分からないのですが、やっぱりちょっとしんどかったかなって、今はそう思います。ただその公判を聞いてて、事件のあったのがもう大分前で、事件が発覚してからの裁判だったので、決め手がどこになるんだろうっていうのがすごく分かりにくかったんですけれども、裁判官の方が論点を整理してくれたり、分からないところは資料を見て答えてくださったりしたので、やりやすかったのはやりすかったです。

司会者: ありがとうございます。手元にある簡単な資料によると、平成22年 12月に殺人事件が起こったんじゃないかと思います。それが時がたって発覚 したので、裁判になったんだけども、これは被害者から頼まれてやったもの だ、被害者が本当に殺してって頼んだわけじゃないとしても、少なくとも自分 はそう思ってたんだという問題で、すごく難しそうな感じでしたね。

裁判員経験者1: そうですね。客観的な事実っていうもの、資料とかが出てくるんですけれども、それだけで判断するとなると、こうなのかな、ああなのかなって最後まで、みんながみんな、ずっと悩んでました。

司会者: どうもありがとうございます。

それでは、次、2番の方に移ります。

2番の方がされた裁判は強制性交等致傷被告事件で、争点としては、被害者の同意があったかどうかで、その他にもいろんな争点があった、弁護士さんの主張があったという事件だと伺ってます。今年の5月に裁判員としての事件を担当されて、判決まで7日間かかっているという事件だと把握しております。

裁判員経験者2: 私が担当した裁判の内容は、性被害ということで、選ばれた ときに、その画面に出る内容だけを見ると、すごくトラウマになるんじゃない かとか、そういうふうに思って臨んだんですが、実際に話を聞いていくと、も ともと顔見知りの犯行だったというのが分かっていって,字面だけでは分からない関係性とかもあって,ちょっと見方が変わりました。

あと、裁判が始まって、やっぱり初めての審理なので、どういうふうにメモをとって、どういうふうに臨んだらいいっていうのが全く分からない中で、1 日目か2日目に、被害者の質疑応答があったんですけど、そのときは、何の気なしに聞いてたので、だんだん進んでいくうちに、もうちょっとあれを深く聞いたらよかったなとか、2回目をもしやることがあったら、もうちょっと上手にできるんじゃないかと思いました。

司会者: ありがとうございます。手元の資料を見ますと、第1回公判が10時から始まって、その日の午後に、女性の方の証人尋問が午後いっぱいずっと行われていた。その後も、3人ぐらい証人の方ですかね、知人の方とか、警察官の方とかがあり、被告人の話があったということですけど、今のお話だと、被害者の証人尋問の重要性を後で感じられたということですかね。

裁判員経験者2: そうですね。

司会者: そこは後でそうだなと思ったんですけども、実際評議のときにまた問題になって、うまくフォローができたという感じですかね。

裁判員経験者2: そうですね。今回の事件に限っては、被害者の方もちょっと 悪いんじゃないのみたいなところがあったので、もうちょっと聞いたらよかっ たねっていうのが、後で出てきました。

司会者: 参考になりました。ありがとうございます。

その次は3番の方に移ります。3番の方が担当されたのは現住建造物等放火事件で、放火をするつもりがあったかどうかということが争点でした。今年の6月の裁判員裁判で、実質の日数が6日間と伺っております。

裁判員経験者3: 私が裁判員として担当させていただきましたのは、料亭に通っておられたお客さんが、そのスタッフの方に恋をして、その結果、もろもろがあって放火につながったという事件です。私自身、現場から自転車で15分くらいの距離の付近に住んでいたので、距離的なものもあって、親しみという

言い方はちょっと違うかもしれないですけども、場所的には分かる事件でありましたのと、やはり今回、私が男性ということもありますので、ある程度分からんでもないなっていうところもあったりしたんです。ただ、その参加されてた皆さんは、どこまでそこを知っていたかはさておき、そういったところでちょっと奥歯に物が詰まったような言い方を皆さんされてるんだなというふうな印象はまあまああったんです。やはり、実際に、被告人の方であったり、証人に来られた方への質問を裁判員にさせてもらえたことは、本当にいい経験になったと、私自身思っております。毎回、質問をさせていただきました。ただ、やはり夏場で、当時暑かったのもあって、ちょっと夏ばてぎみになったっていうのが印象に残っています。

司会者: どうもありがとうございます。私,大阪に4月に初めて来た人間ですので,そういう人間が裁判長をしてると,その地域のことですとか,町のこととかっていうのは,裁判員の方に教えてもらえると,すごく助かると思いました。

もう一点、質問のことですけども、他の裁判員の方も、御自身で積極的に御 質問されてた感じですかね。

裁判員経験者3: 質問される方もいらっしゃれば、どうぞ、何番さん、みたいな形でですね、質問を促されても、もう自分はいいですよみたいな感じで質問されない方もいらっしゃったんで、もったいないっていう言い方も正しいのかわからないんですけども、せっかくの機会なのになっていうのは思ったりはしましたね。

司会者: 私も、すごくいい着眼点というか、こういう鋭い御質問が思い浮かばれるんですけども、直接、質問をするとなると、どうしたらいいんですかとか聞かれることが多いものですから、こうやってうまく背中を押せば自分で質問できるんじゃないかとか、例えば裁判官から質問の仕方とかをもう少し具体的に分かりやすく説明する、こういう質問ならいいんじゃないかってお伝えしたりとか考えるんですけど、何か他にも自身で質問をするときに、裁判官として

こういうふうに言ってもらえばいいんじゃないですかっていう点、何かありま すかね。今後の参考にしたいと思います。

裁判員経験者3: 評議室に帰ってきたときにですね。次,皆さんに質問していただきますという形で、裁判官の皆さんからおっしゃっていただいて、それで、こんな質問を考えてるんです、と言うと、その質問はこういうことですかっていうふうなことをですね、かみ砕いて、裁判員が質問しやすいように御説明してくださったので、きちんとした後押しはあったんです。けれども、人によって、その場に行くと緊張してしまう、いろいろあるかと思いますので、そこは得手不得手もあるのかなとは思います。

司会者: どうもありがとうございました。

それでは、4番の方の事件を紹介させていただきます。4番の方が担当されたのは、強制わいせつ致傷事件です。今年の6月に裁判員を担当していただきました。実質4日間の事件でした。

裁判員経験者4: 今回選ばれて、まず一番初めに率直に思ったのが、裁判員裁判っていうのが重篤なというか、殺人とかそういうものだけを担当するというふうに、何となく世間やテレビのイメージとかで認識があったんですけど、まさか来てみたらちょっと膝を削ったぐらいの余り大きなけがもされてない、人の命もなくなっていないっていう、そういう裁判もするんだなっていうところが、まず驚きでした。一緒に裁判員をされた方々も、皆さん、そこがちょっとびっくりされていて、罪に軽い重いはないですけども、軽微なといいますか、夜も眠れなくなるような事件ばかりを担当するというイメージが先行していて、職場で話しても同じ反応だったんですけども、そういう事件も扱うんだねっていうのが皆さんの意見だったので、そういうところにまずちょっと気付けたっていうのが、自分自身、裁判員制度の勉強になったなというのがありました。皆さんと比べて、内容的にもそれほど心が苦しくなる案件でもなく、御飯も食べれて、夜も眠れてという4日間だったんですけども、私の担当したときの事件には、女性が多かったっていうのもあって、結構リラックスして、休み

時間にはお話もされてたっていうのもあったので、最終日、裁判官の方からも、皆さん、お知り合いですかっていうふうな言葉が出るぐらい、結構和気あいあいとした感じで進んでいたので、他の裁判員裁判のときにどのような感じなのかは分からないんですけども、少なくとも私が経験した裁判員裁判に関しては、言い方は悪いですけど、楽しくといったらおかしいんですけども、すごく毎日来るのが楽しみだったっていうのがあったので、もう本当に初め始まるときは、どうかなと思ったんですけども、終わってみて、また機会があったら、是非してみたいなというふうに感じる裁判でした。

司会者: ありがとうございます。先ほど紹介し忘れたんですが、特に争点というと、刑を決めるということで、それほど長い裁判じゃなかったということですけど、刑の決め方も、いろいろ裁判官から説明があったと思うんですけども、理解できた感じですか。それとも、当事者から、まずその刑を決めるときに、こういうところを見てくださいっていう着目点がうまく伝わった感じですかね。

裁判員経験者 4: そうですね。裁判官の方からも、もちろん説明もありましたし、検察の方、弁護士の方、双方の話を聞いて、いろいろ思うところがあったんですけども、何よりその勉強になったなというと、難しいなっていうふうに逆に思ったのが、刑を決めるのに、あくまで皆さんの心情だけでは決めちゃいけないんだなと。あくまで情況証拠だったりとか、外から見た観点で決めなければいけないという点と、よくテレビで裁判官の方が刑を宣告されているときに、うんって思いながら見てる事案とかやっぱりあるんですけど、罪状を決めるためには、ある程度裁判の決まりっていうのがあって、こういうケースのときには懲役、こういうときには執行猶予っていうのが決まってるんだよっていうのは、なかなか社会とかで勉強してこなかったことだったので、こういうこの規則に照らし合わせて、ある程度は決めなければいけないんだなっていう枠組みがあるっていうことが勉強になりましたけど、難しいなと感じました。

司会者: 結論としては,執行猶予にされたっていうことでしたね。

裁判員経験者4: そうです。

司会者: ありがとうございます。

最後になりましたが、5番の方の担当された裁判の紹介をさせていただきます。現住建造物等放火事件でした。6月から7月にかけて実質5日間の裁判を担当していただきました。量刑を決めるのが主な争点ということだったということでよろしいでしょうかね。

裁判員経験者5: はい。

4番の方と意見としては似ておりまして、裁判員として実際に呼ばれまして、殺人事件かなとか、重い事件だったらどうしようっていう不安がありましたが、事件内容を聞きまして、こういう内容でも裁判員として必要とされているのかと、全く何も知っていなかった自分を改めて再確認したっていうのが1つと、結論から申し上げると、結局、被告人に前科は付いたのですが、人生をやり直すきっかけになったという結果に終わりまして、そういう審理に立ち会わせていただいたことを、改めて私は感謝しました。ちょっと今からのコメントで語弊がたくさんあるかもしれませんが、そこはお許しいただきたいと思います。

第1回公判の弁護人冒頭陳述のときに、なぜこういうことを起こしたのかという説明を聞きながら、裁判員席で涙が止まらなくなり、また、恥ずかしい思いをしてしまったということもありましたのと、あと、量刑を皆さんと一生懸命考えまして、私が参加させていただいた事件に関しては、裁判員、補充裁判員の方皆さんが、それぞれ意見を出し合うよい機会だったと思っております。最終日、裁判官の皆さんが法廷を案内してくださって、記念撮影をしたときに、この事件だから、記念撮影っていうか、みんなで笑顔で写真におさまることができたのかなっていうふうにも思いました。自分の人生の中で、裁判官と並んで同じ高いところに座る経験と被告人席に座る経験、この2つを味わえたことは、もう本当に得がたい経験だったなと思っておりますので、今回は、ちょっとその感動も薄れかけたころに、この意見交換会があったので、参加でき

てありがたく思っております。

司会者: こちらこそ,本当に参加していただいて,ありがとうございました。 自殺を考えてた被告人が放火をしたという事件で,執行猶予にされたというこ とですかね。

裁判員経験者5: はい。

司会者: 立ち直りを期待したという結論になったということですかね。

裁判員経験者5: はい。

司会者: どうもありがとうございます。

それでは、皆さんに、これからまたいろいろ御意見を伺うんですが、今日皆さんにお伺いしたいことは、大きく3点です。裁判員として参加するに当たっての職場の支援、それから、裁判員として参加したスケジュールについて、さらには守秘義務についての感想や御意見ということです。我々も、皆さんが本当にお忙しい中来ていただいてということがかいま見えることが、一緒に評議をやってることとかであるんですけども、その後お仕事がどう大変だったかですとか、スケジュールについてこういう工夫があればもっと参加しやすいんじゃないかっていうことについて、余り聞く機会がないような気もしまして、こういう場面を設定しました。守秘義務についても同様で、皆さんに経験を是非お話しくださいというお願いをしているところですけども、実際どういうところが話しにくさになるのか、あるいは、こういう話をしてみましたというような経験ですかね。そういう話も、また伺えればなというふうに思っているとこです。本当に率直に言っていただければと思います。お願いいたします。

それでは、裁判員として参加するに当たっての職場の支援等ということで、 まず休暇制度等ということを話題にさせていただきます。

皆さん、まず裁判員として参加するに当たっての特別休暇等の裁判員の休暇制度を利用されましたか。次は利用された、利用されない、それぞれ分かれた質問になるんですけども、まず、挙手でお願いできますかね。裁判員に参加するに当たっての特別休暇が職場に用意されていました、あるいはそれを利用し

ましたっていう方は、どれぐらいいらっしゃいますかね。

(1番, 2番, 3番, 4番 挙手)

司会者: 5番の方は、そういった特別なものを利用されたわけではないということですかね。

裁判員経験者5: はい,そうです。

司会者: 1番の方から伺います。どういう休暇になりますか。裁判員に特化されてるものなんですかね。教えてください。

裁判員経験者1: そうですね。裁判に出廷するということなので、公務休暇っていうのを申請して取得しました。

司会者: 公務休暇の日数ですとか、申請に当たってこういうものが必要だとか。裁判員も当然公務に当たるし、公務に当たるようなものであればということですかね。上限とかはあるんですか。

裁判員経験者1: 特に上限っていうのは記載はされてなかったんですけれども,裁判員裁判に選出されたっていう書類を証明として出すんですけども,選任手続の日に選任されたっていうことであれば,選任手続に行かないといけないっていうことで,その選任日時を書いてた封書を提出して申請しました。

司会者: 裁判員になって公務休暇を利用されたのは、1番の方が初めてでしたか。

裁判員経験者1: そうですね。上司に相談させてもらったので、それで聞くと、私が初めてだと言われました。

司会者: 2番の方はどんな制度を利用されましたか。

裁判員経験者2: 私の職場は、裁判員休暇という制度があります。

司会者: いつからできてたんですかね。裁判員制度は11年目に入ったんですけども、制度ができたころからあったんでしょうか。

裁判員経験者2: だと思いますけどね。私が初めて使用したのではないので。

司会者: 初めてではなかった。

裁判員経験者2: 初めてじゃないですね。はい。

司会者: 何人目ぐらいとかって御存じなんですか。

裁判員経験者2: 私の部署では2人目です。

司会者: 3番の方, いかがですか。

裁判員経験者3: 私も1番の方と基本的には同じような形で、申請書類等々も変わりはないような形ですね。ただ、私はその部署では初めてということはありましたし、実際その申請に当たって、どのような書類が要るんですかというのを、人事的な部署に確認しても、少し待ってくださいっていう形で、ちょっと折り返しの電話をいただくまで時間かかったっていうのもあったので、余り例がなかったんだろうなとは思います。

司会者: その制度を利用するまでに難航したとか,他のいろんな書類が必要になったとか,そういう難しさまでは感じられなかったんですかね。

裁判員経験者3: そうですね。特にそれは、はい。まあこの書類でいいんやろうなという形で出して、その後、特に何も言われなかったので。

司会者: 4番の方はいかがですか。どういう制度でしたか。

裁判員経験者4: はい。うちの会社は、裁判員休暇があります。先ほど2番の方に御質問されてましたけど、私も今日人事に確認したんですけど、この裁判員制度が始まったと同時に作られたということなので、恐らく10年前からあるんだと思います。申請の方法が、自分の上司の検印をもらって、人事の方に出すんですけれども、やはり1番の方と同じように、召集の紙が証明となるので、そこに書かれてる日数ですとか行く場所が分かるものを付けてくださいという形なので、それを付けて出しました。全社的には何人も多分いらっしゃると思うんですけれども、私の勤めている支社の中では、私が初めての事例だったというふうに聞いています。

司会者: ありがとうございます。大きく2種類,公務休暇と裁判員休暇という のがあるんだなということで,参考になりました。意外とこういうことも知ら ないんだなと思って。制度が始まるときには,こういう休暇を作ってください ってお願いをして回ったことはあるんですけども,実際利用されてる方がいる

んだということを聞くのは、実は初めてだったかもしれません。

5番の方は有給休暇になったんでしょうか。

裁判員経験者5: はい。確認すればあるはずなんですが、そもそもシフトで働いているのと、土日祝日も出勤ということで、フレキシブルに動けるので、あえてそういった制度を探してまで使わずに、6月はこのシフトでということで出して、それが通ったという感じです。

司会者: シフトを,この裁判員の職務が従事できるような形で申請をすることで,休暇をとらずに乗り切られたんですかね。

裁判員経験者5: 多分上司で何か公休扱いにしてくださったようなので、ひょっとすると、私の知らないところで、そういう裁判員で出席するための休暇というのが使われているのかもしれないんですけれども、私は、上司に、実はこういう理由で6月はちょっとイレギュラーに休み申請が多くなりますということで申請しましたら、それが通ったということだったので。ただ、上司には裁判所からいただいた通知などは一応原本を渡して、コピーをとらせてということで、終了しました。

司会者: 後で確認しようと思ったんですけど,実日数5日間,裁判所に来ていただいてるんですけど,その間もお仕事,例えば,夕方から仕事されたりとかっていうことではなくて。

裁判員経験者5: もうその日は。

司会者: シフトの関係で、この日はお仕事に行かずに何とかなったということですか。

裁判員経験者5: はい, そうです。

司会者: そうすると、連続4日間あって、残りの1日は離れた日だったようなんですけども、あとは4日間は行かなくてもいいシフトだったということになるんですかね。

裁判員経験者5: はい。それが可能になったのも、まず4月の終わりぐらいに、6月に裁判員に選ばれたら裁判に出席していただきますという事前のお知

らせがありましたので、それをもとに調整できたというところも大きいです。

司会者: なるほど。要するに候補者として呼ばれたときに、何日までの日にちって書いてあるんですけども、まずはそこで調整をしていただいて、選ばれたのでそれがそのとおりになったと。もし選ばれなかったら、どうしようかなという感じになったんですかね。

裁判員経験者5: 多分,もし選ばれなかったら,ここ出勤でいいよねというようなそんな感じでした。

司会者: どうもありがとうございます。参考になりました。

実際にその制度が整備されてる、あるいは実際に制度があるところは、皆さんが利用されたことで制度が変わったりとか、こういう点が利用しにくいんじゃないかっていうようなことで、何か人事の方におっしゃったりとかっていうようなことってありましたかね。それとも、特に制度について自身の経験を踏まえて何か変えていこうとかっていうことは特になく、まあ利用しやすいものになっているということでしょうかね。いかがでしょうか。特にありませんかね。皆さん、ここを改善したとか。

(全員うなずく)

司会者: ありがとうございます。

それでは次の話題に行きまして,裁判員裁判期間中の仕事の実情ということで,特にこういうことが大変でしたよっていうことがあったら是非率直にお聞かせいただければと思います。期間中に仕事は並行して行われていたですとか,期間中に上司,同僚に仕事を引き継ぐことがありましたということ,それ以外でも結構です。こんな御苦労,大変なことがありましたっていうことをお聞かせください。

5番の方, どんなことが大変でしたかね。シフトでちょっと代わっていただいたとはいうものの, いろいろ聞かれたことがあるとか, 仕事が気になったとか, 何かありましたら, 教えてください。

裁判員経験者5: 営業の仕事をしておりますので、やはり月の半ば、月末に向

けての期日に、私が欠勤するっていうことで、数字の部分がちょっとねというようなコメントを上司からいただきました。あと、やはりチームで仕事をして、チーム全体の数字を追っていくという仕事でしたので、私が不在になることで、その分、6月の数字は大丈夫かなという不安ですとか、カバーの部分は同僚にお願いせざるを得なかったというところで、申しわけなかったということと、やはり私も休んだ分、また、どこかの日で数字を追わないといけないという、少しプレッシャーはありました。

今思い出せることは、以上になります。

司会者: 4回目に来ていただいたのは,21日ですね。判決まで少し日があいて,7月に入ってからだったんですけども,6月の最終週というか,下旬には,相当お仕事をされたということなんですかね。6月の数字を上げるために,いつもよりも一生懸命働くことになった。そんなことを想像すればよろしいでしょうか。

裁判員経験者5: はい,そうです。残業とかではないですけれども,やっぱり ちょっと通常の月よりもプレッシャーを感じながら,仕事をしておりました。

司会者: 4番の方はいかがですかね。

裁判員経験者4: そうですね。私も5番の方と同じで営業を担当しているのもありますので、この期間中は、その営業のお仕事は他の方にしていただいたり、もちろん上司、同僚含めてやっていただく必要があったので、そのあたりは大変といえば大変なんですけど、働き方改革も言われている中で、かなりうちの会社は休暇を取ることを推奨してますので、休暇を取ること自体が余り悪でもなく、取りやすい雰囲気になってるので、1週間海外旅行に行ってきますっていう方に比べると、別のとこで仕事をしているということで、皆さんからも認めてもらえてるというところはありました。ただ、やはり私も7月の頭から4日間だったので、月初月末というのは、いろいろと会社的に仕事がありますので、そのあたりの負担を他の方にはかけてしまったかなというのはあるんですけど、国民の義務といいますか、他の方にも同じことが起こり得ると思い

ますので、そのあたりはしょうがないよねっていうことで、職場の理解も得られました。

司会者: 裁判員裁判の期間中も職場には行かれてたんでしょうかね。

裁判員経験者4: 夕方まであったので、職場に戻ることはしなかったですけども、門を出てから電話を職場にかけたりっていうことはさせてもらいました。

司会者: 3番の方,いかがでしょうかね。

裁判員経験者3: そうですね。まず選任手続の日なんですけれども、ちょうど 午後から自身が担当している業務で年の中で一番大きい会議というのが実はあ ったんです。選任されなければ、最終的にその会議には出れる。でも、選任さ れたら出れませんっていうような話を3月の末ぐらいに候補になったっていう 通知がありましたので、4月の最初の段階で、もしかしたら可能性ありますね って話は、笑い話程度にさせていただいてはおったんですけど、実際選任され たことによって、その会議は出れなくなった。それも含めて、もろもろ上司に 引き継いではいたもののですね。ただ、他にもその業務が多々ありましたの で、実際、私は終わったら、ちょっと申しわけないけど戻ってきてくれってい うのは言われてまして、夕方まで審理した後、6日間のうち4日間ぐらい戻る ことがありました。ただ,最後の2日間ぐらいは,正直バテまして,もうさす がにちょっとよう戻れませんでしたけれどもというのもあったのとですね。う ちも職場の理解がないというわけではないとは思うんですけれども、先ほど4 番さんからお話があったように、国民の義務ではあるというものの、皆さん、 やったことがないわけですから、他人事であるっていうのは、どうしてもある んですね。冷ややかな目っていうのも、また、ちょっと違うかもしれないんで すけれども、そこまでは理解されてないかもしれないなというのは感じてると ころですね。実際, 上半期下半期で人事評価に対する面談っていうのがありま して、その前期の面談で直属の上司に言われましたのが、6月のときに裁判員 になったけれども、これこれの業務についてもうちょっと調整できへんかった んみたいなのを言われて、いやいや、選任手続の日がその会議の日っていうの

は、前々から分かってることですやんっていう話だったんですけれども、まあ どこまで理解してくださってたのか、正直、そういうふうに口から出たのはち ょっと悲しかったのはありましたね。

司会者: ありがとうございます。3番の方は、選任手続が午前で、午後からもう審理に入ります。そういうスケジュールでしたね。重要な会議があったんですけども、これは辞退も考えたんだけども、これはやっぱり義務じゃないかということ。それが大きかったんでしょうかね。

裁判員経験者3: どうでしょうね。ただ,自分が絶対にいなければその会議は 回らないかといったら,そうではない。別にその上司でも回せる会議では当然 ありますので。ただ,自分が主担で担当している業務の会議でありますので, 本来であれば,もちろん自身が出るのが一番適当であるっていうのはあると思 うんですけれどもね。というところで,そこの部分について,辞退するという ことは,逆に考えはしなかったですね。

司会者: 2番の方,いかがでしょうか。

裁判員経験者2: 私は本当に職場に恵まれてるのか、上司にも同僚にも、国のためなんで是非行ってこいと言われて。そのかわり帰ってきたら、話せる範囲で話は聞かせてねっていう感じで送り出されたので、特に仕事も、私自身がちょっと焦ってた部分があって。いや、こんだけ休んで大丈夫なのかな。周りに迷惑かけへんのかなって思ってたんですけど、中日が1日私の場合はあったので、その際に行ったときに、みんなから全然大丈夫やから頑張って最後までやってねっていう励ましをいただいたぐらいでした。仕事も滞りなく裁判が終わってからはできたので、特に問題はなかったです。

司会者: 中日といいますと,5月の20日,21日,22日,それから,24日,27日ということで,ちょっとあいてるんですかね。

裁判員経験者2: そうですね。

司会者: 週丸々5日間ではなかったということですね。

裁判員経験者2: 1日あいたのかな。1日は半日までとかだったので、そこか

ら仕事行ったりとかもしました。

司会者: 中日に仕事に出られて、いろいろ調整をされたりとか、そこはお仕事 をがっつりされたり、そういう感じなんでしょうかね。

裁判員経験者2: そうですね。その中日は、申しわけない気持ちがたくさんあったので、行ったんですけど、特にそんなに責められることもなく、大丈夫でした。

司会者: 1番の方はいかがでしょうかね。

裁判員経験者1: 私自身、働いているのが、フルタイムからパートになって週4でその当時働いてたので、仕事の内容も比較的その日で終わらせられるものしか扱ってなかったので、特に仕事をしないといけないとかそういうことはなかったですし、同僚に引き継いだりとかっていうこともなかったです。なので、一応、裁判に参加するんですっていう報告を責任者にしたんですけども、頑張ってねっていうことだったので。ただ、仕事はそのフルで働いて事案を持ってると、いついつ誰かに電話したりとかそういうことをいろいろ取り扱う仕事の量が増えるので、その分休んでしまうと、他の人に代理で対応してもらうっていうことになってくると、他の方にはしわ寄せは行ってくるので、公務休暇はあるんですけれども、周りの方にはちょっと配慮をお願いしますっていうふうにつけ加えないと、ちょっと難しいのかなっていう気はしました。

司会者: 10日間ですので、相当の期間、自分のものといいますか、代理の方に頼まなきゃいけないような仕事はなかなか持ちにくいということなんですかね。本当に率直にいろいろ聞かせていただいて、ありがとうございました。

これに関連することで,裁判員裁判終了後の仕事の実情ということで,この 職務を担当した,休暇をとったことで負担が増加した,あるいは少し不利益を 被ったというように感じたことが,何かありますでしょうか。

1番の方に伺いますけども、10日間は自分の担当のものとかって持ちにくい状況だったかもしれませんけど、その後は大丈夫でしたかね。

裁判員経験者1: そうですね。特に何か不利益を被ったっていうこともないで

すし、大丈夫でした。

司会者: 2番の方も,特にそういうことはないですとていうお話でしたっけ。 (2番うなずく)

司会者: 3番の方は先ほどちょっと気になるようなことがあったということですけど、他は大丈夫でしたか。

裁判員経験者3: 特段, それが不利益っていうわけではなく, まあ仮に不利益 になったとしたら, それはそれで, また考えなければならないと思いますけど ね。

司会者: 4番の方も、特に大丈夫だというお話でしたかね。

裁判員経験者4: そうですね。本当に短かったっていうことも一番大きかったかもしれないんですけど、例えば、インフルエンザにかかって1週間休むっていうことを考えたら、突発的でもないですし、そういう意味では、全く不利益はなかったです。

司会者: 働き方改革のお話先ほどされましたけど、やっぱり全体的に今そういう理解が進んでいるということなんですね。

裁判員経験者4: そうですね。はい。会社から付与されている年休以外に,うちの部では17日,自分で有休をとりなさいということも言われているぐらいで,月1以上休まないと取得ができないようなことになって,もう休まなきゃいけないということなので,いいお休みを頂戴しました。

司会者: 5番の方も大丈夫でしたかね。

裁判員経験者5: はい。

司会者: ありがとうございます。こういう話題を設定しておきながらといいますか、何かやっぱり不利益なことがあっては大変なことになりますのでっていうことで、あえて挑戦的にこういう質問をしたんですけども。でも、その中でも、皆さんのお話を伺うと、やっぱり職務従事期間中も、それから、その後もいろいろ大変だったということがありまして、改めて感謝を申し上げたいです。どうもありがとうございました。

(休憩)

司会者: 裁判員として参加しやすいスケジュールについてということについて、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

まず、選任手続と審理の関係としまして、ここに書いてあるのは、選任手続と審理の間は何日間あいていたとか、どれくらいあけると参加しやすくなりますかというふうに御質問です。こちらで皆さんが何日あけたのか、あけてないかということは把握してますので、もう少しこうすればよかったとか、これでちょうど適当だったんじゃないかとかっていうことを、まず感想のようなものでいいですので、お聞かせいただければと思います。

1番の方はゼロ日,つまり選任手続の当日,午前に選任されて午後から審理が始まりましたということですけども,このことと参加のしやすさ,あるいは御自身の裁判のときにこういう点がちょっと困りました,もう少し間隔あいてたほうがよかったですねっていうような感想をお持ちでしたら,お聞かせください。

裁判員経験者1: 選任手続でお休みはいただけたんですけども,選任手続のみだったら午前中で終わるので,午後からは出社ができそうだったんですね。なので,その辺を会社と都合をつけるのはちょっと悩んだんですけれども,午後から審理っていうのは,事件の概要は,皆さん知らないとおっしゃってて,先入観もなくいけるから、それでいいのかなっていう気はします。

司会者: 選任の日は1日お休みをいただいていたということですか。

裁判員経験者1: そうですね。結局,選任の日は1日お休みをいただいて。

司会者: その後、残った9日間のお休みは。

裁判員経験者1: そのときに。

司会者: その日以降にとられたということですか。

裁判員経験者1: その日以降に、改めて裁判が終わって1か月以内であれば、いつ提出してもいいと言われていたので、その後に、公務休暇を出しました。

司会者: もし、日があいてれば、その申請というんですかね。残る日にちの休

暇ですとか、あるいは、仕事の調整なんかができやすいっていうこともありましたかね。それとも、逆に特に今おっしゃったように、不都合はなかったかなという感じですか。

裁判員経験者1: そうですね。私の今の仕事の内容であれば大丈夫です。特に引き継ぎということも必要もなかったので、大丈夫でした。

司会者: 2番の方は、6日間ですね。裁判員になることが決まってから6日後に裁判が始まって、7日間の裁判だったということですけども、どんな御感想ですかね。この間隔については。

裁判員経験者2: 私は仕事に関しては、選任手続の書類をいただいた時点で、もし決まった場合に、この日とこの日は裁判に関係するから休まないといけないっていうのは分かってて、都合はつきやすかったんですが、ただ、子供がいてまして、下の子がまだ小さいもので、その子の預け先や、そういうのを調整するのに、その日の午後からとかになると、ちょっと都合悪かったかなと思います。6日間あったので、保育所も延長したりだとか、親にちょっと預けたりとか、そういう調整はしやすかったので、できれば決まってから三、四日はあけていただいたほうが都合はつけやすいかなと思いました。

司会者: 今回は6日間でしたので、その保育所との関係でも調整ができたということですかね。

裁判員経験者2: そうですね。

司会者: で,もし三,四日より短かったら,困っただろうなという感じでしたか。

裁判員経験者2: いけたんですけど,ちょっとバタバタしたかなと思います。

司会者: 3番の方もゼロ日ですね。午前中に選任があって、午後から審理が始まって6日間の裁判になったんですけども、この間隔について、御感想ですとか、実際起こったことがあったか教えてください。

裁判員経験者3: 先ほど申し上げたように、今回につきましては、たまたま本 当にその選任手続の日付が会議の日付とバッティングしてしまったっていう事 例がありましたので、先ほど申し上げた形だったんですけれども、ただ、その別の日などであれば、特段選任手続と審理の日にちが同じであったとしても、休暇をとれるということにつきましては、問題なかったのかなとは思います。ただ、個人的な感想といたしまして、その選任手続があった後、幾日かあけていただいたほうが、仕事の今後の調整ですね。もちろんそれまでに選任されれば、この日とこの日は出勤できませんというのは事前に申し上げてはいるんですけれども、実際に決まるのと決まらないのとで、周りの腹づもりとかも違うと思いますので、そういったところで幾日か日にちがございますと、調整はしやすいのかなとは思います。

司会者: 何日間ぐらいあると,調整はしやすいのでしょうか。

裁判員経験者3: 感覚的なお話になりますけど, まあ二, 三日というところでしょうか。

司会者: それは平日が前提になってるかもしれませんけど、土日を挟んででも 大丈夫な感じですか。それとも、やっぱり平日の中で二、三日あって。

裁判員経験者3: 平日ですね。

司会者: そこで仕事の調整をするという意味ですかね。

裁判員経験者3: そうですね。はい。

司会者: 4番の方は、4日間あいて4日の審理ということになったんですけれ ども、どんな感想でしょうかね。

裁判員経験者4: そうですね。まず、その当日でなくて4日間あいたっていう意味ではよかったなと思うんですけれども、今3番さんがお話しされたみたいに、土日を含んで4日だったと思うので、実質会社との調整ができたのが平日だけっていうのもありますので、できれば土日を含まず平日で二、三日あったほうがよかったかなというのはあります。ただ、家族と話をするには、土日があったのはよかった、助かったと思います。

あとは、会社の都合なんですけども、半日休暇と全休とありまして、半日が 私ども午後零時までなんですね。次、午後零時45分から午後の就業が始まっ てしまうので、初日に、もし、午後からあるってなると、急に全休にしなきゃいけなかったりとかっていう、その会社の手続の問題っていうのが発生したかなというふうに思いますので、数日あいてたのはよかったなと思います。

ただ, どちらかというと, 私個人的には, その選任手続の日と審理の間というよりは, 事前に通知いただくじゃないですか。手続用の日にち。あの書類を持って申請を会社に出すので, あれが早く来ていれば, さほど問題はなかったかなというのがあります。心づもりはできていたかなというふうに思います。

司会者: 事前の通知というのは、選任手続の日と、この日にちからこの日にちまでの裁判に来てくださいっていう日にちが、今ですと8週間、あるいは6週間ぐらい前に来てるんじゃないかと思うんですけども、もっと早いほうがいい感じですか。

裁判員経験者4: 余り早過ぎると、会議とかの設定の問題があるので、当初はよかったのに、やっぱりその日に入ってしまったということになってしまうかもしれませんし、うちも子供がいますので、子供が急に熱出したりとかしたとき、どうしようっていう。仕事とはちょっと関係がないですけども、そういう家庭の事情が出てくるかと思いますので、今くらいの期間が適当かなというふうに思います。

司会者: 5番の方ですけれども,7日間あきましたかね。

裁判員経験者5: はい。

司会者: 選任から最初の裁判の日まで7日間あいて,5日間の裁判だったということですが,本日お越しの方の中で,一番長い期間あいたということになりますかね。

裁判員経験者5: 私はその7日間が大変助かりました。2つの側面からなのですが、シフトで働いてるので、土日祝も私の現場は動いておりますので、もうその1週間の間に、営業数字の訂正とか修正、見込みなど訂正がかけられたということと、あと、人事総務的な部分が平日月から金まで9時から5時までという時間でしたので、その部分でも、私の休みを、この日は裁判員で欠勤しま

すということを言えて、承認がおりたっていうので、1週間はちょうどよかった。土日を含めて7日間だったので、それは適切であったと思っております。

司会者: 短いとして、ぎりぎり何日間あけば、何とかなる感じですかね。5番 さんのお仕事ですと。いろいろシフトを組んだりとか、そういうお話でしたよね。

裁判員経験者5: 平日だけで3日は欲しいところです。

司会者: 3日は欲しい。6日あいた2番の方とか5番の方への質問になるかもしれませんけど、早く選ばれることによってなかなか裁判が始まらず、いよいよ裁判員の仕事ってちゃんと大丈夫かなっていうふうに何か心理的に負担を感じたり、ドキドキしたりっていうことってありますか。長ければ長いほど、裁判がなかなか始まらずに緊張感が長くなってしまうんじゃないかなっていう心配もあるんですけども、その点はいかがですかね。

裁判員経験者2: そのことばかりを考えて毎日過ごすことはないんですけど, ふとしたときに,もうすぐ始まるなとか,そういう気持ちは常に始まるまでに はあったんですが、そこまでプレッシャーになることはなかったです。

司会者: 5番の方, いかがですか。

裁判員経験者5: 私も、仕事に追われまして。ただ、やはり2番の方と同じで、ふと6月18日は裁判所行かないとっていう。で、まあ結果、18日は緊張してました。本当にすごく緊張して、その日はぐったりしたっていうのを覚えております。

司会者: ゼロ日だと、そういう緊張感がないというか、すぐ突入という感じになりますかね。選任手続の日と審理の日をあけることについて、いろいろお聞かせいただき、参考になりました。ありがとうございました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。審理日程についてですけども、 一番短い方で4日、一番長い方で10日の審理になりました。まず、1日の審理時間を増やして審理日数を減らすことと、1日の審理時間に余裕を持たせて 審理日数を増やすことでは、どちらがよろしいでしょうかという質問をしま す。まず、大体5時には終わりましたかね。皆さん。

(全員うなずく)

司会者: もう少し早く終わってもらったほうがいい, 5時までの審理は結構大変でした, いろいろ情報量が多かったですっていう御感想の方って, どれぐらいいらっしゃいますか。

(1番, 3番 挙手)

司会者: 1番の方, 3番の方, ちょっと事件にもよるのかもしれないんですけどね。

3番の方から伺いましょうかね。どれぐらいが1日の審理時間としては適切 といいますか、集中力も続いて、情報処理もできますっていう感じの印象でし たかね。

裁判員経験者3: そうですね。公判の間ですね。被告人質問とか、その辺ぐらいまでは緊張も保てるんですけれども、ただ、その評議に入ってからで、一番そこが大事なんですけれども、丸1日評議する日のときに、まあ類似の判例っていうのをずらっとこうパワーポイントで見せていただいたんですけども、その時間がすごくぐったりしたのがありますね。全ての日が5時までが長いっていうわけではないんですけれども、4時ぐらい、1時間短かったら、もっと楽なのかもしれないなと思ったりもするんですが、こればっかりはちょっと一概に5時が長いっていうわけでもないですね。

司会者: 1番の方はいかがですか。

裁判員経験者1: そうですね。5時までってなると、ちょっと集中力がもたなかったなっていう気もするんですけども。公判が終わって評議に入ってっていうふうにしていくので、1日中、朝から緊張しっ放しだったっていうことと、あと、10日間の審理の中でも、公判の内容を聞き漏らさずに聞かないといけないっていうプレッシャーもあったので、それがしんどかったのはあるんですけど、全体的に、担当させてもらった裁判員の裁判は時間が足りなくて、結局、朝ちょっと早目に入って、評議を少し早目にして、前日の続きを話すって

いうことをしていたので。かといって、じゃ、早く終わったかっていったら、そういうわけでもなかった。早く終われる日は早く終わってくれてはったんですけど、ちょっと事件の特性上っていうんですかね。すごく話も多かった、ボリュームが多かったなっていう気はします。

司会者: 評議の時間がもう少し長くてもよかったという印象ですかね。それとも、審理がもう少しゆっくり進むと、分かりやすくなったんではないかということでしょうか。

裁判員経験者 1: 公判の内容の情報量とか出されてきた証拠を精査する時間がちょっと足りないなっていう感じと、決め手となる、これが出てきたら、この人が犯人みたいな、そういうことではなくて、情況証拠だったので、何かこれを推測するっていうことに、みんなすごく時間がかかってたかなという印象がありました。

司会者: 他の方,2番の方,4番の方,5番の方は,特に1日の審理時間について,何か感想は,ありますかね。このぐらいでいいですとか,もうちょっと長くもできますよとか。

4番の方、お願いいたします。

裁判員経験者4: 事件性によって本当に違うんだろうないうのは、今、お話を伺ってて思いました。私どもの内容は、本当に量刑のところでどうかというところがありましたけども、事実もはっきりしてましたし、特にみんなでこう意見が違うってこともなかったので、どちらかというと、本当にゆっくりもう休憩を挟みつつ、ゆっくりゆっくりできて、何のプレッシャーもなくという感じでしたので。もし、1番さんのような事件を担当していたら、同じ意見ではなかっただろうなと思いますので、やはりその事件性によって、例えば、4日間フル5時なのか、10日間4時半なのかといっても、4日間5時のほうが多分楽だと思いますので、その辺の心情はちょっと違うかなと思います。

司会者: 5番の方,お願いします。

裁判員経験者5: これは裁判員の方の立場によっても異なるのではないかな

と。やはりフルタイムで働いていると、別に午前9時、午前10時から午後5時ぐらい、午前9時半から午後5時っていうスケジュールで、それは苦にはならなかったのですが、候補者に選ばれた方の中には、御年配の方とか、恐らく一見して、もう長年専業主婦をされてきたのかなという方もいらっしゃったので。あとは、子育て世代の方とかそういう方に、この9時半から5時っていうのは果たしていいのかという視点がなかったなと思いました。自分は働いてるから別に苦にならないけれど、そうでない人も、やっぱり選ばれる可能性は高い。そこのところは課題かなと思います。

司会者: 2番の方も、1日の審理時間について、御感想はありますかね。

裁判員経験者2: 特に決められた時間で判決を出さなあかんっていうのが決まってたので、特にスケジュール的に決まってるんやったら、それをちゃんとしようと思ってたので、裁判員を受けたからには、特に別に何とも余り思わなかったですね。

司会者: 今のお話で、そうですね。1番の方に伺うとすると、審理期間がもう少し長くてもよかったかなという感じがしますかね。審理の時間をもう少しゆっくりするとか、あるいは、評議の時間をもう少しとるということによって。多分、なるべく皆さんの御負担を減らしたいということもあって、これぐらいでできないかなっていう最小限の日数を探ろうかなという思考もあるんですけども、結果的には、もうちょっと長くても大丈夫でしたかね。いかがでしょうか。

裁判員経験者1: 長いのは、拘束期間ということですかね。

司会者: そうですね。10日の審理だったんですけど,もし,もう少しゆったりしようとか,話す時間を長くしようと思うと,11日になったり,12日になったりするかもしれないですけれども。

裁判員経験者1: それであれば、1日1時間、2時間ほど短くなるんであれば、私はそのほうがちょっと集中力も保てるかなというので、そっちのほうがいいかなとは思います。

司会者: 他の方でも、もう少し日にちをとったほうがよかったんじゃないかっていうふうに思いますかね。1日の時間を削っても、長くしたほうがいいとか、それとも、長くなればなるほど、また、お仕事のこともありますし、参加しにくくなるんじゃないですかねっていう御意見もあるかと思いまして、なかなか一概には言えないですかね。3番さん、いかがですかね。

裁判員経験者3: おっしゃったように一概にはなかなか言えないってとこがありますので、そこはもうそのときのスケジュール、仕事のスケジュールにもよりけりだと思います。

司会者: ちょっと、また皆さんの感覚で、どれぐらいまでなら限界ですってい うことは伺うことにして、週5日審理を行うことと、1日審理を行わない日を 設ける週4日では、どちらが参加しやすくなりますか。2番の方は1日あいた ことによって、すごく仕事も回りやすくなりましたっていうお話でしたっけ。

裁判員経験者2: 気持ち的にも、今日は休みやっていう気持ちと、あと、仕事に関しても、様子を見にいけるっていうのがあるので、1日あいたほうが、私はよかったです。

司会者: 1日あくことによって、実質の職務は7日間でも、また延びてしまいますよね。そのことによる不都合といいますか、負担感っていうのも特に感じなかったということですかね。

裁判員経験者2: 感じなかったですね。

司会者: 他の方はいかがですかね。週5日間をぴっちりやることと,1日ぐらいあいたほうがいいんじゃないかということについて,いかがでしょうか。

裁判員経験者5: まず、参加する立場としましては、2番の方が言われたように、1日、私もあきましたので、そこは負担は軽くなりました。ただ、働いてる立場からしますと、下手に平日1日あけられるのであれば、もう週5日きっちり休むというほうが、会社の申請も通りやすい。わがままを言うこちらも気が楽っていうのがありますので、私の意見としましては、週5審理を行うほうがよいのではないかと思っております。

司会者: 4番の方, いかがですか。

裁判員経験者4: 非常に悩んでます。どちらの意見も分かるなというか、どちらの意見も自分の中にありまして、5日間あけてしまうと、フル7日間あけてしまうことになるので、仕事のことが見えないっていうことで、それが例えば、真ん中であれ、最後の方であれ、1日あって会社の仕事が見れるっていうのは、仕事する意味では楽でもあるんですけれども、どうせだったら、もうまとめてぎゅっとやってしまったほうがいいのかなっていうのもあります。ただ、それが非常に心に負担になるような内容の場合は、1日あって、そこでちょっと気持ちを落ちつける日にちがあってもいいのかなとも思いますし、本当に臨機応変だなと思います。

司会者: 3番の方, いかがですか。

裁判員経験者3: まさしく、4番の方と同じ意見ですね。本当に状況次第っていうところです。ただ、その仕事のことっていうことを前面に押し出すのであれば、1日確かにあった方が、進捗状況等を含めて、仕事の状況っていうのは見えやすいというのはあるんですけれども、ただ、おっしゃるように、ぎゅっと詰めてやるというのも1つではありますが、本当にそれはもう扱う事件によって、精神的な負担というのは全く違ってくるかと思いますので、そこはなかなかどちらっていうのは選びにくいですね。

司会者: 1番の方はいかがですか。

裁判員経験者1: 仕事としては、やはり皆さんがおっしゃるように、休み通す、通さないっていう問題が出てくるのかなっていう気はするんですけども、 私個人としては、仕事はもう休みやすい環境にはあるので、心理的な負担がかからない1日があると、平穏無事な1週間が過ごせるかなっていう気はします。そういう意味では、やっぱり週4での公判、審理っていう方が、私はよかったです。

司会者: 仕事のことだけでなくて、自分自身の心の平穏といいますか、そうい う面でも、1日の休みは有効じゃないかということですかね。参考になりまし た。

あと、次の質問なんですけども、報道で皆さんも御存じかもしれませんけど、とても長い裁判員裁判もあって、我々もそういう裁判に、私自身もそれを担当したことはないものですから、本当に敬意を表することも多々あるんですけども、皆さんの場合ですと、今の仕事ですとか、御家庭のことを含めて、何日まで審理期間といいますか。これは実質日数というよりは何週間までは何とかなりますよということで、先ほど4番の方も、もう一回来てもやろうかなということだったんですけども、さすがにこの日数なら無理ですわっていうようなことがあろうかと思います。何日の審理期間だったら、何とか仕事のことですとか、生活は成り立ちますかねっていう質問ですけど、いかがでしょうか。

裁判員経験者1: 私自身が、今小学5年生と3年生の息子が2人おるんですけども、その中でも、主人がそのとき単身赴任中だったので、10日間の審理公判っていうスケジュールだったんですけれども、何とかなりました。預け先さえ確保できれば、心理的負担を軽減するために、週4にしてくださいっていうのであれば、それがそういうスケジュールであれば、別にもうちょっと長くても大丈夫なのは大丈夫です。

司会者: 少し掘り下げますけど,週4日で何週間ぐらいまでだったらいけそうですかね。まあ預け先も何とか見つかってという設定ですけども。心理的な問題もあるというふうに今おっしゃいましたけども,ここぐらいまでですかねと。

裁判員経験者1: そうですね。ただ、事件選べないじゃないですか。

司会者: 選べません。

裁判員経験者1: なので、なのでっていうのもおかしいんですけど、覚悟はし つつっていうことなんですけれども、やってください、お願いしますって言わ れたら、もう仕方ないんじゃないかなっていうふうには思います。

司会者: 2番の方, いかがでしょうか。

裁判員経験者2: 分からないです。正直。今回は1週間やったので,1週間で

終わりだと思って。特にそんなに心理的負担もなかったのですが、その中日があったときに、同じ裁判員をされた方が帰るときに、明日はやっと休みやなみたいな。もうやっぱり疲れてるっていうのがあったので、決められた日はやりますけど、もし、自分で日にちを決められるのであれば、できても2週間が限度だなと思います。

司会者: 今回,参加していただいたときも,選任されてから終わるまででいくと,2週間超えてますよね。実際,その裁判が始まってからですと,11日間,12日間ですかね。

裁判員経験者2: そうですね。まあそのときの事件性だとか、状況によりますかね。

司会者: 3番の方もいかがでしょうかね。本当に事件とかにもよるんじゃないかとは思うんですけども。

裁判員経験者3: そうですね。案外,6日間入らせていただいて,間に1日ずつぐらいですね。土日も挟んでお休みもありましたので,特段最終的な負担っていうのはなかったかなと思いますし,事件によって変わるかと思いますので,そこはもうそれが2週間なのか,1か月なのか,はたまたもっと長いとかっていうところはありますけども,そこはもうそうなったらなったで,郷に入れば郷に,ではないですが,何とかなるのかなとは思うんですけれども。本当に感覚的な話だけで申しわけないですが,2週間ぐらいが限度かなとも思ったりもします。

司会者: 4番の方,いかがですか。

裁判員経験者4: そうですね。本当に決めづらいといいますか、本当に精神的やと、本当にこの事件の内容によってすごく左右はされると思うんですけども、今回の私の担当したような事件で2週間とか3週間、まずないとは思うんですけども、これぐらいの内容であれば、夜も寝れるっていうところもありますので、フルであっても2週間、3週間来なさいというふうな指示があれば、義務として来ることに問題はないかなと思うんですけれども、私自身でなく一

般的な会社員という意味でみると、なかなか2週間以上のお休みをとって出ていくって、特に営業マンで外飛び回っている方とかにとっては難しいのかなと思いますね。やっぱり2週間が限度かなと思います。

司会者: 5番の方, いかがですか。

裁判員経験者5: 私も会社員,働いてる人間という立場で見ると,2週間が限界かと思いますが,個人的には,裁判所が求める日数は全日数参加したいなという思いもあります。

司会者: 5番の方のスケジュールを見ると、判決の日まで少し日があいてしまってますかね。11日間あいたんですかね。

裁判員経験者5: はい。

司会者: やっぱり実際に終わるまで、少し間があく、11日間あくっていうのは負担になったものでしょうかね。

裁判員経験者5: 負担と申しますよりも、まだ1日残っているという、その思いがありまして。また、最後の日は午前中だけで、ただ半休をとるにも時間的に難しかったので、全休をとったので、ちょっとそこに関しては、負担ではなかったですけれども、このスケジュールはいたし方ないっていう事情は聞いてましたので、私は何も思わなかったです。

司会者: 本当に皆さんの御意見、参考になりました。ありがとうございました。それでは、話が変わりまして、守秘義務について、皆さんに実情ですとかをお伺いしたいと思います。裁判員としての経験談を職場や家庭で話しましたか、話す際に守秘義務があることを話しにくいと感じることがありますか、秘密を守ることと自由に話していいこととの区別はつきましたか、守秘義務があることで負担や不自由を感じることがありますか、その解消のためにどのような工夫が考えられますか、という5つの質問を並べましたが、まず裁判員としての経験談を職場や家庭で話していただいたという方は挙手をしていただけますでしょうか。

(全員挙手)

司会者: ありがとうございます。全員に話をしていただいたということになりますかね。じゃ、そのことから、どんな機会に、どなたにこんな話をしましたっていうことを順番に伺おうかなと思います。よろしくお願いします。

裁判員経験者5: まず通知が来るまで、家族には裁判員に関連する何かが私に起こっているっていうのは分かることなので、ざくっとは話しました。職場に関しましては、判決が出るまでは上司以外には話ができない、しないように心掛けておりました。

司会者: 終わった後は、上司以外の方にも話されましたか。

裁判員経験者5: はい。上司にも裁判員に選ばれたということだけしか話はせず、最終日にいただいたチラシがあったので、もうそれで安心して、実は裁判で大阪地裁に行ってましたっていうことで言いましたら、くじ運強いねとか、そういう話になって。だから、皆さんにもやっぱり当たる確率ってあると思いますよっていう話ができたのはよかったなと思います。

司会者: 先ほどの顔合わせのときに、裁判員としてやっておられるときに、皆 さんの貴重な経験を周りの方々に是非お伝えくださいというチラシをお配りし ましたかねという話をしたと思います。これもあったので、話をすることができたということですかね。

裁判員経験者5: はい、そうです。

司会者: 内容としては、どんな話をされたかって何かありますかね。例えば、 実際の裁判の姿、裁判員のやりがい、この点は、是非話してくださいというよ うな感じになっていますけども、職場の上司や同僚の方に話をされた内容って どんな感じでしたか。

裁判員経験者5: まず、どんな事件を扱ったのかということだけざくっと言いまして、それで、流れですね。裁判に参加した評議室で、内容は言いませんでしたけれども、みんなで意見を交換した。法学部出身でも何でもない自分でも参加できて、堂々と意見が言える環境であったっていうことは話をして、皆さんに聞いていただいた。それから、あとは事件によって参加する日数が違うの

とか, そういう質問を受けて, 私で答えられる範囲で答えたというところですね。

司会者: 4番の方,いかがでしょうかね。

裁判員経験者4: まず裁判員の名簿に載りますという通知が来たときに、主人 に話はしました。子供がいるんですけども、SNSに何でも上げるタイプなの で、どこまで伝えていいのかその時点では分からなかったので、子供には、裁 判に入るまでは全く内緒にして、ちょっと出かけてくるっていうことにしてま した。職場のほうにも、頂いた紙の中に、上司にはこの紙を見せて説明してい いですっていう文言があったので、直属の上司にはその紙を見せて説明したん ですけれども、休暇申請をするのに人事部門に出さなければいけない。この人 事部門は私の上司じゃないけど、出していいのかなとか、その辺ですごく悩ん だ覚えがあります。職場に何が守秘義務かっていうのが、やはりいまいちちょ っと分からなかったので、しゃべってしまって後からだめだったってとがめら れたら困るので、選ばれたということは皆さんには伝えたんですけども、具体 的にどうだったかっていうのは、先ほどのチラシを頂戴して、このあたりだっ たら話していいかなっていうのが何となく読めたところで、公判で皆さんが公 知として分かっていることであれば話していいよということが分かったので、 事件がこういうのだったよとか。あと、冒頭に申し上げたとおりで、こういう 事件でも、我々裁判員制度の内容になり得るんだっていうことが、皆さん御存 じなかったので、お伝えしました。

司会者: 3番の方,いかがですか。

裁判員経験者3: 私が話したのは、主にどんな内容の裁判であるかっていうと ころとですね、あとは、実際に通知が来てからの流れは聞かれることはありま した。

また、守秘義務のところなんですけれども、実際に裁判官の方が、これは言っていいこと、これは言ってだめなことっていうのをきちんと分けて説明してくださいましたので、それについて何か言いにくかったこと、話しにくかった

ことっていうのはなかったですね。

興味を持って聞かれたのは、日当はどれぐらい出てるのみたいな、そういうのは聞かれました。まあ大体これぐらい、ええなあみたいな感じなんですけどね。それなりの苦労はしてんねんでっていう話はありましたのと、あとは、どれぐらいの確率で当たるのっていうところですね。裁判官の方がおっしゃってくださったので、そういうところで、ああ、そうなんやというふうなところの、本当にその表面的なところを聞かれたってところです。

司会者: 2番の方, いかがですか。

裁判員経験者2: 私も家族と同僚に話をしました。

司会者: どんな内容でお話しされましたか。

裁判員経験者2: 私の場合は、裁判員に選ばれてから、何をしゃべっていいのか、だめなのかっていうのが全く分からなかったので、まずネットで調べてみたんですけど、裁判員になったら、これは言っていいよっていう話が載ってたりだとかして、それを裁判長の人とかに聞いたときに、全くおっしゃるとおりですみたいな話になって、この中でしゃべってること以外は、傍聴席とかで聞くっていう感じで、別に人に話してもいいですよ、誰が何を言ったっていうのも話してもいいですよって言われたので、細かく話をしました。

司会者: ついでに聞くと、反応はいかがでしたか。

裁判員経験者2: やっぱり興味本位にどんな事件やったの,何でそんなことになったのとかいう話を聞かれたので,なるべく話せる範囲では話しましたけど,私たちがどういうふうな判決をして,多数決はこれでっていう話はしないようにして,言ったらだめなことは肝に銘じて,その他のことは話しました。

司会者: 1番の方,いかがですか。

裁判員経験者1: 職場で話ししたときは、上司にはもう休暇をとる際に、裁判 員裁判に参加しますって言ったんですけれども、終わった後に、上司からも、 一応どんな事件だったのって聞かれたんですけど、どんな事件だった。あ、で も、聞いちゃだめなんだよねって言われて、何か皆さんも、そういうふうに思 ってらっしゃるみたいで、何か深く聞いたらあかんねやっていうふうなイメージを持たれてましたね。なので、逆にめちゃくちゃ突っ込まれるっていうこともなく、確かに日当は何ぼもらえんのっていう、そういう興味はあったみたいで、話は出ました。でも、何か内容も、別にどれを話していいか、話してはいけないかっていう線引きをどうしたらいいのかなっていう迷ってたときに、裁判官の方が評議室での話は公にしないでください。SNSに上げることだったりとか、他の人にお話はしないでくださいっておっしゃってたのと、裁判の公判の内容は傍聴人も来るので、それは別に公になっても大丈夫ですっていうふうなお話はいただいてたので、主人とかには、こういう罪状で、この裁判やったよっていうことは話ししたんですけども、同僚とか職場の人には、逆に何か聞いてはいけないなって皆さん思ってたみたいで、余り聞かれることなく日当のことだけ聞かれました。

司会者: 1番の方に御質問なんですけど,ある意味誤解でもあるんですよね。 どうすれば,その誤解っていうか,解けそうですかね。何か裁判所が努力すべ きことがあるような気もするんですけども。

裁判員経験者1: どうなんですかね。一応,私も経験したので,評議の内容はお話しできないんですけど,裁判所の公判の内容はお話ししても大丈夫みたいなんです。ネット見たら,出てくるって言ったので,出てくると思います。へえ,聞きたいけどなって。でも,何か聞いたらあかんような雰囲気をすごく持たれてるので,多分その裁判員に選ばれたら,秘密にしてないといけないっていう先入観があるらしくて。何かそういう周知徹底っていうのは,裁判員裁判っていうのがどういうことかも,私もよく分からずに参加してたので,余り侵透していってないのかなって。選ばれること自体が確率的にも少ないことなので,制度自体も10年もたってるのに,何か当たったら,もうすごい凄惨な事件を担当させられるみたいな先入観っていうのは皆さん持ってらっしゃるのかなっていう気はします。

司会者: ありがとうございます。

皆さんの周りの方の御意見も同じですかね。聞いてくることはあるんだけども、本当は聞いちゃいけないんじゃないかなという雰囲気で聞いてくる感じですか。

4番の方, うん, うんという感じですけど, そんな感じでしたかね。

裁判員経験者4: 本当におっしゃるとおりで,こっちから,いや,こんな事件 を担当してと言うと、いや、もういいとか止められてしまって、聞いちゃいけ ないからって言われてしまうのはありました。その都度、ですから、ここまで だったら話していいんだよっていうのを伝えたんですけど、ちょっと1番のお 話聞いてて思ったんですけど、やっぱり私たち自身も、凄惨な事件しか扱わな いと思って、ここに参加したっていうのもありましたし、多分、当初そういう ふうに触れ込まれてたんじゃなかったかなと。もう10年前の記憶なんで、あ まり自信はないんですけど、裁判所の方で、もし、何かやっていただくとすれ ば、裁判員制度がちょうど10年とか11年とか、節目節目に何か、まあニュ ースに流すじゃないですけれども、裁判員制度が始まって何年目です。いや、 こういう事件からこういう事件まで担当してます。こんなことも話していいで すし、聞いてもいいんですよっていうことを、裁判員制度をやった人に対して 話していいよだけじゃなくて,その人が身近にいたら,聞いてもいいよってい うようなお話も出ていただくといいのかなと思いますので、ホームページとか に意外と載ってたりするんですけど、なかなか裁判所のホームページは用事が ないと開かないっていうのがありますので、そういうのを何か公のメディアを 使って出されてもいいのかなという気はします。

裁判員経験者2: 一時はCMをされてたなとは思うんですけど,自分が裁判員に選出されない限り,やっぱりそういう裁判所のホームページを見ることもないので,やっぱりPR活動はあった方がいいのかなっていう気もします。

司会者: ありがとうございます。

皆さんには守秘義務がこういうものだっていうことを御理解いただいたんだけども、一般の方はそうじゃないですよ。だから、聞きにくいですよっていう

お話だったんですけど、皆さんへの説明の仕方ですとか、あるいは、負担の軽減について、もう少しこういう点も工夫したらいいのかっていうことってありますかね。

裁判員経験者1: 評議の内容を全く話せないっていうことになると、そこで評議室での話がすごい苦労話だったりとか、やりがいだったりとか、参加してよかったなっていうふうに思うことがあったので、評議の内容を全く言えないとなると、何かそういう経験をお話しするときっていうのが、やっぱり話しづらいというか、伝わらないなっていう気はします。だから、全く評議の内容を話さないでくださいっていうのも、もうちょっと考えてもいいんじゃないかなっていう気がします。

司会者: 評議室の雰囲気なんかは話していいですよなんて、よくそんな説明もするんですけど。例えば、こんな雑談してましたよとかですね。そうはいっても、なかなか難しいですかね。そういう評議室の中でも、実際に誰がどの意見を言ったかっていう話してはいけないこと以外のことって、お話になった方って余りいらっしゃらないですか。評議室のことは一切話さなかったよっていう感じですか。

裁判員経験者2: 普通に話しました。主人から、評議室の内容は、絶対にしゃべったらあかんのっていう話をされて。やっぱり興味はあるはずなので、いや、もう口が裂けても言われへんっていう話をしてたんですけど、裁判長に次の日聞くと、私マラソン好きなんですみたいな雑談をしてたんですけど、その話はもう是非言ってくださいって話をされてて。で、話をしました。

司会者: 4番の方も、評議室の話もされましたか。

裁判員経験者4: そうですね。お菓子が置いてあるよっていうお話ですとか、 裁判長が着ている服はクリーニングが大変だよとか、そういう雑談の話はさせ てもらいましたけど、やっぱりしゃべるときに、ここはよかったかなっていう のが一瞬ちょっと関わるところっていうのがあったりすると、悩んでしまうと ころがあったっていうのはありました。 **司会者**: いろいろ参考になりました。評議室の中でも、こういうことが話していいこと、いけないことって、もし、区別ができれば、その区別を皆さんに明確に伝えなきゃいけないっていうことですかね。それから、裁判員に選ばれる前の方にも周知、広報がもう少しあったほうがいいんじゃないかっていう御指摘があったので、本当に我々も肝に銘じておきますという感じです。どうもありがとうございました。そのほか、負担に感じることとかはありますかっていう点についてですけど、守秘義務の関係で、何かこういう点も負担でしたよというようなことはありますか。皆さんは大丈夫ですかね。

(全員うなずく)

司会者: 本当に皆さんが御負担を余り感じないように,これからも我々も努力 していきたいなというふうに思っているところです。どうもありがとうござい ました。

検察官、弁護士さんから何か御質問がありましたらということですけども、 辻検察官から何かありますでしょうか。

- **辻検察官**: 今日も平日にお忙しいところ,ありがとうございます。今日の会に参加されるに当たっても,その公務休暇などの制度を取得することができたんですか。
- **裁判員経験者1**: いえ。今日はもう午後からの有休、半休をとらせていただいてて、来れたら来てねっていうスタンスのお手紙をいただいてたので、じゃ、行こうかなっていうことなので、公務休暇には当たらないのかなと思って、もう普通の有休の半休を使いました。
- **司会者**: 裁判員休暇,あるいは,公務休暇とってる方はいらっしゃらないですかね。
- **裁判員経験者2**: 私も,お昼まで仕事をしてきて,その半休をとる予定ではいたので。今日上司に判子をいただかないとだめなんですけど,このときに,また裁判所に行くんですよって話をしたら,ええ,ちょっと待って,終わったんちゃうのみたいな話になったときに,自由参加なんですけど,行くことになっ

たのでという話をしたら、じゃ、それはもう裁判員休暇にしようっていう話を 向こうから言っていただいて、じゃ、お願いしますっていう感じですね。

司会者: 3番の方, いかがですか。

裁判員経験者3: 私の場合は、その人事部門に確認いたしましたら、行かれるのは強制ですか、義務ですかっていう話で、義務ではないです、自由参加ですっていう形で、手を挙げさせていただいて選ばれたんです。じゃ、まことに申しわけないですけれども、それは有休になりますと。かつ、今回、その日当であったり、交通費っていうのはいただけるっていうふうなお話もあったんですけれども、それについてもお聞きしたんですけども、有休を使ってっていうことであれば、それちょっと受け取るのは、会社としてはだめですという話をいただいた次第なんですけども。

司会者: 4番の方はいかがですか。

裁判員経験者4: 全く3番の方と同じで、人事に確認をしたんですけれども、 裁判員休暇は裁判員として、義務として国から言われてるものだから、自分た ちの有休を使ってまで休むものではないから裁判員休暇があるんだけれども、 今日のは自ら手を挙げて声をかけていただいたっていうスタンスなので、有休 にしかできませんというふうに言われました。なので、午後から半休で参りま した。

司会者: 5番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者5: 私はその意識が全くなく、参加できるかどうかも分からなかったので、シフトで働いているので、じゃ、12月は1回休み申請しようっていう、そういう感覚でした。

司会者: どうもありがとうございます。

辻検察官: 重ねてありがとうございます。

異弁護士: 今日のテーマの裏返しみたいなお話になるですけども,選任から公 判始まるまでの間に日数があく場合とか,あと,公判の途中でお休みといいま すか,抜けてる日があるがために,前の日までにやったことを忘れてしまって たり、あるいは、それを忘れないためのいわばおさらい会みたいな工夫があったりとか、何かそういうものの経験っていうのはありましたか。

司会者: いかがでしょうか。

じゃ, 1番の方お願いします。

裁判員経験者1: 不思議と家に帰ったら、すっぱり忘れるんですけど、何か評議室戻ったら、ああ、こんなことしたなっていうのがフラッシュバックのようによみがえる感じで。特に家では何も。こういうことやったんやなっていう公判の内容を整理するぐらいで、ほとんど何もしてないです。

裁判員経験者3: 同じですね。裁判官の方が、逆にお家に帰ったら、もう全て 気にされずに忘れてくださいっていうような形でおっしゃってくださったのと ですね。それで、次の日の朝には、毎回おさらいっていう形でフィードバック をしてくださいましたので、そういったところでは、全く公判に臨むことにつ いても負担ではなかったですね。

司会者: 大体そんなことですかね。それでは、裁判員にこれからなられる方へのメッセージをいただきますというコーナーになりまして、不安に感じられたところが、経験したことによって解消されたところがあれば、是非それをメッセージとして伝えていただければというふうなお願いになります。

1番の方から、よろしくお願いいたします。

裁判員経験者1: 裁判員に選ばれて、扱う内容が殺人とかだったので、物すごくグロテスクな凄惨な写真を見せられるのかなっていうふうなことを思ってたんですけれども、そういうイメージでもあったんですけれども、そうではなく、イラストだったりとか、そういうものだったので、不安に思うことは特になかった、ならずに済んだなっていうふうなのと、本当にやった人にしか分からないけれども、やっぱりやってよかったっていうふうに思えるのがよかったです。以上です。

裁判員経験者2: 私も,私自身が選ばれるまでは,裁判員裁判って,まだして んのっていう感じで,全然もう周りにもいないしっていう感じだったんです が、実際してみると、興味本位で受けたっていうのが、やっぱり大きいんですけど、できるものならしてみよう、選ばれたしっていうのでやってみると、やはりすごい自分にとってすごい財産になったと思っています。これからも、もし選ばれるようなことがあれば、是非またしたいと思います。

裁判員経験者3: 実際,選任されるまで,不安なこともたくさんいろいろあったんですけれども,実際,その不安なことは,大方全て裁判官の方が解決してくださるところではありますので,本当にその審理に臨むに当たっても,不安なことは最終的にはなかったなっていうのはありますので,不安を抱えたままで全然参加していただいて,逆に結構かなと思います。選ばれたら,せっかくの機会でございますので,是非やっていただきたいとは思いますし,自分も,また選ばれてたら,またやってみたいと思ってます。

裁判員経験者 4: 本当に2番さんのお話にもありましたけど,自分がその裁判員制度に参加する以前に,もうそういうものがあるということも,ちょっとテレビの奥の話といいますか,難しい話を何かしてるなっていうぐらいにしか思ってなかったんですけど,実際に手紙が届いてから,名簿に載るっていうところからドキドキが始まって,どうなるかなと思ったんですけど,実際,選ばれて参加して,本当によかったなと思ってます。このよかったなっていう思いは,職場ですとか,友達とか,家族とか,身近なところにはお話ししてるんですけれども,本当にいい勉強させていただいたなという思いでいっぱいです。これから,もし裁判員になられる方がいらっしゃったら,是非自分の糧にもなりますし,今までの自分の生きてきたところと違う考え方っていうのも吸収することができましたので,是非参加していただきたいなと思います。ありがとうございます。

裁判員経験者5: 参加させていただいて、初日に思いましたのが、どなたかの 人生に自分が関わるんだという責任感というか緊張感を抱きました。だからこ そ黙って評議に座ってるんではなく、自分の思うことをどんどん言わないとい けないっていう、私はそのように考えまして、行き過ぎる部分は、きちんと裁 判官の方がフォローなり訂正はしてくれるので、選ばれましたら、やはり誰かの人生に自分が関わる機会、その緊張感や責任感を持っていただきたいということと、御自分の意見は、もうどしどし評議室なり法廷で発言していただきたいっていう、それが私からのメッセージです。

司会者: 皆さん,それぞれ大変貴重なメッセージをいただきました。今日は本 当にお忙しい中集まっていただいて,ありがとうございました。これで皆さん との意見交換会を終わりたいと思います。

以上